

一般社団法人日本ボイラ協会会員の皆様へ

日本ボイラ協会による会員のための全国制度

ボイラ安心保険

保険期間

2018年2月1日午後4時 ~ 2019年2月1日午後4時まで

募集期間

2017年12月12日 ~ 2018年 1月26日まで

中途加入

保険期間の中途でのご加入は毎月受け付けをしております。その場合の補償期間は、毎月月末までの受付分は受付日翌月1日から2019年2月1日午後4時までとなります。

保険料払込方法

保険料の払込につきましては、補償開始 月翌月の27日(金融機関の休業日である場合は翌営業日)にご指定の口座よ り引落しとなります(保険料のほかに、 制度維持費1,000円を加算します。)。



ご加入方法

- ・ご加入をご検討いただける場合、取扱代理店へご連絡 ください。
- ・ボイラ安心保険(機械保険)のご加入にあたっては「加入 依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印 の上、取扱代理店にご提出ください。

本制度にご加入できる方は一般社団法人日本ボイラ協会の会員の方に限られます。 団体を脱退し、保険加入始期日時点で非会員となった場合は、この保険には ご加入いただけませんのでご注意ください。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人日本ボイラ協会

Japan Boiler Association



御社ではボイラに対して

「火災保険・機械保険」等に加入して

いますか?

現在の保険契約では、

「ボイラの損害(ボイラ自体の破裂・爆発)」も補償

されていますか?

してみてはいかがでしょうか?

NO

この機会に、是非保険の加入を ご検討してみてはいかがでしょうか?

火災ありタイプがオススメです。

NO



POINT

ボイラスケールの進行によって生じた

破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂による損害も補償! ※ボイラ・ボイラ付属装置・ボイラ配管のみ対象

POINT

修理費実額を、新調達価額まで補償!(新価払い方式)

詳しくはP3をご覧ください

POINT

日本ボイラ協会会員様専用の保険料水準!

POINT

火災ありタイプへの加入の場合

腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションや、 自然の消耗または劣化(日常の使用または運転に伴う摩滅、

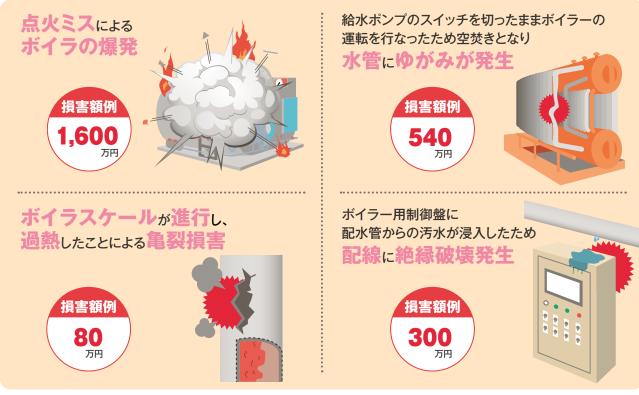
摩耗、消耗または劣化を含む)が進行した結果生じた破裂、

圧かい、膨出、爆発または亀裂による損害も補償!

※ボイラ・ボイラ付属装置・ボイラ配管のみ対象

|ボイラ設備の事故例

例えば、次のような損害に対し保険金をお支払いいたします。



※上記の事故例は、起こる可能性がある仮想の事故例です。

対象の範囲

保険料の算出にあたり、各種機械種別や伝熱面積等のご申告が必要です。

- ①ボイラ本体※
- ②炉壁
- ③燃焼機(バーナ、ストーカ)
- ④過熱器、再熱器
- ⑤節炭器(エコノマイザ)
- ⑥空気予熱器
- ⑦集塵装置(排煙脱硫装置、排煙脱硝装置)
- ⑧煙道(煙突を除く)
- 9通風機
- 10風道
- ⑪ボイラ本体、過熱器または節炭器の相互間の配管
- ⑫ボイラ本体に取り付けられた水面計、圧力計、安全弁、 自動給水加減器、連続ブロー装置、スートブロア等
- ⑬ボイラ本体の支持体
- (4) ①~(3)の外装、装着物、保温材
- 15強制貫流ボイラの水循環ポンプ
- ※ボイラ本体に最も近い締切弁までを含みます。ただし、ボイラ本 体の取付部から3m以内に締切弁が無い場合には第一の継手ま でとします。

ボイラ付属機器

- ①給水ポンプ
- ⑧灰処理装置
- ②給水処理装置
- ⑨木屑輸送装置
- ③給水加熱器
- ⑩貯湯槽
- ⑪薬液注入装置
- ④油移送装置 ⑤水・油タンク
- 12自動制御装置
- 6微粉炭装置
- ⑬蒸気アキュムレータ
- ⑦石炭運搬用ベルトコンベア
- (4) これらの各機器相互間の配線・配管

ボイラ配管

- ①ボイラで発生した蒸気、温水または復水を包容する敷地内にある 配管(ヘッダを含みます。)
 - ただし、ボイラ本体、過熱器または節炭器相互間の配管を除きます。
- ②ボイラと給水ポンプまたはインゼクタ間にある給水管
- ③各種燃料配管
- ④上記配管に取り付けられた弁または付属品

圧力容器

- ①圧力容器一般
 - a) ゴム・合成樹脂ライニングされているものまたは二重殻式タン クの内、圧力のかかるもの
 - b) ゴム・合成樹脂ライニングされていないものまたは金属ライニ ングのものの内、圧力のかかるもの
- ②圧力容器化学
 - a) 塔·槽(器·罐) ※1
 - b) オートクレーブ
- ③圧力容器(パルプ・製紙)
 - a) ダイジェスタ※2
 - b)連続蒸解装置

※1 ①精留塔、吸着塔、回収塔、凝縮塔、脱硝塔、濃縮塔、脱硫塔、捕 硝塔、洗浄塔、乾燥塔、分解塔、イオン交換塔、再生塔、合成 塔、混合塔、造粒塔、中和塔、調合塔、分離塔、放散塔、蒸留 塔、充てん塔、精製塔、分留塔、転化塔、抽出塔、脱水塔、処理 塔、還元塔、酸化塔、フラッシュ塔、晶析塔

②ライニング製のものは、その都度料率を定めます。

※2 地球釜、蒸解釜、蒸煮釜

その他の機械等

- 1温水ヒーター
- ②無圧式ボイラ・真空ボイラ

※詳細は、取引代理店・引受保険会社へご照会ください。

ボイラ安心保険ラインナッ

次の2タイプから お選びいただけます。



火災ありタイプ

ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約 (腐食、さび、浸食、キャビテーション、ボイ ラスケール担保)、火災危険担保特約条項

火災なしタイプ*

ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約 (ボイラスケールのみ担保)、化学爆発・破 裂損害担保特約条項

損害のてん補方式(保険金の支払方法)		新価払い方式	
免責金額		5,000 円 エクセス方式 (損害が免責金額を超過した場合、その超過した部分を補償する方式)	
	破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂		(火災による爆発・破裂は除きます)
補償範囲	従業員または第三者の取扱上の拙劣、または 過失による事故		•
	ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用、その他の電気的現象による事故		•
	設計・製造または材質の欠陥による事故		•
	工場製作または組立作業の欠陥による事故	•	•
	遠心力に基く飛散、破壊による事故		•
	ボイラ内の水不足による事故	•	•
	落雷、冷害または氷害による事故		•
	他物の衝突または航空機の墜落による事故		•
	その他保険の対象に生ずる不測かつ突発的な 事故	•	•
	ボイラスケールの進行による破裂、圧かい、膨出、爆発、 亀裂 ※ボイラ・ボイラ付属装置・ボイラ配管のみ対象		•
	火災による事故		×
損害賠償責任担保特約		∠ (オプション	<u></u>

*火災なしタイプ固有の、お支払の対象とならない損害



- ●腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害は、腐食、さび、浸食もしくは キャビテーションにより破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合でも保険金支払対象外です。
- ●自然の消耗または劣化(日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含む)が進行した結果、その部分に生じた 損害は、自然の消耗または劣化(日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含む)により破裂、圧かい、膨出、爆 発または亀裂が生じた場合でも保険金支払対象外です。

「新価払い方式」とは?

新調達価額(*1)を限度に、修理費実額をお支払します。

- *1 保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額。この価額には、 機械本体の価格に加え、機械を稼働可能な状態に設置するために要する費用(運賃、組立・据付費、試運転
- ※保険金額を、保険期間中を通じて、常に新調達価額に一致させておく必要があります。インフレ、機械の改良等 により新調達価額が上昇した場合には、保険金額を増額して、新調達価額に一致させていただくようお願いい たします。
- ※保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によって、お支払いする保険金が削減されますの



年間保険料の目安〈火災ありタイプの場合〉

保険料は、保険金額に所定の料率を乗じて算出いたします。

保険料例(使用燃料:液体)			
	年間保険料		
水管式ボイラ	保険金額/ 1,000 万円 (免責金額 5,000円)	38,830円	
ボイラ付属装置一式	保険金額/ 300 万円 (免責金額 5,000円)	7,430 円	
オプション 損害賠償責任担保特約	1事故支払限度額 5,000 万円	5,070円	
合計年間保険料		51,330 円*1	

		5,070円	
:			1
:	5	I 330⊞*1	
:			
۰			

〈ご参考〉保険料例(使用燃料:液体)				
	保険金額	年間保険料		
水管式 ボイラ	300 万円 (免責金額 5,000円)	11,650⊟		
	500 万円 (免責金額 5,000円)	19,410⊨		
	800 万円 (免責金額 5,000円)	31,060円		

お支払いする保険金

*1 別途、制度維持費1,000円を加算します。

次の3種類の保険金をお支払いいたします。

1 損害保険金*2

(修理費*3 + 損害防止費用*4)*5 - 残存物価額*6

- *2 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額(保険 金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。)の 80%に相当する額を超えた場合には、保険契約は、その保険 金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。 *3修理費:新部品費、解体費、材料費、運搬費、組立・据付費、試
- 運転·調整費、諸経費等

- ただし、以下は修理費に含まれません。 (1)国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要し た増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために
- 要した費用 (2) 仮修理費(本修理の一部をなす部分は除きます。)
- (3)損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
- (4) 模様替えまたは改良による増加費用

免責金額*7 5,000円

- (5) 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは 清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
- *4 損害防止費用:損害の発生または拡大の防止のために必要ま たは有益な費用
- *5 修理費および損害防止費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年 以内に復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額(新調達価額から使用による減価を差し引いた額)が限度となります。
 *6 残存物価額:修理に伴って残存物がある場合のその価額
 *7 免責金額:ご加入者にご負担いただく金額です。

2 臨時費用保険金

11の損害保険金が支払われる場合において、損害保険金の10%に相当する額をお支払いいたします。 ただし1回の事故につき200万円を限度といたします。

3 残存物取片づけ費用保険金

「一の損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、 取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の10%の範囲内でお支払いいたします。

4 原因調査費用保険金

①の損害保険金が支払われる場合において、事故発生時に、事故の調査をするために要した費用をお支払いいたします。 ただし、1事故につき30万円を限度といたします。

|オプションで「損害賠償責任担保特約」にご加入いただいた場合

- (1) お支払対象となる保険金の種類

①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者 が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者 が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争

(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同 意を得て支出した費用

第37日 員中 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な 手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合 において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、またはあ らかじめ引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

間別 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決 に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに 応じて協力するために支出した費用

(2)保険金のお支払方法

(2) 休候金のわる私が伝 1回の事故につき、①の法律上の損害賠償金の額と②~⑤の 費用の額の合計額を、支払限度額を限度にお支払いします。 (3)支払限度額(1事故あたり対人・対物の合算) 5,000万円、1億円の2タイプからお選びください。

お支払いの対象となる主な損害

次のような不測かつ突発的な事故により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。 ※加入者証記載の所在地において保険の対象が稼働可能な状態にある場合に限ります。 ただし、お支払いの対象とならない主な損害を除きます。

- ①破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂
- ②従業員または第三者の取扱上の拙劣、または過失による事故
- ③ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電気的現 象による事故
- ④設計・製造または材質の欠陥による事故
- ⑤工場製作または組立作業の欠陥による事故

- ⑥遠心力に基く飛散、破壊による事故
- ⑦ボイラ内の水不足による事故
- ⑧落雷、冷害または氷害による事故
- ⑨他物の衝突または航空機の墜落による事故
- ⑩その他保険の対象に生ずる不測かつ突発的な事故
- ①ボイラの化学爆発(ガス又は粉じん爆発)

쏰

●損害賠償責任担保特約付帯時

保険の対象の不測かつ突発的な爆発または破裂の事故により生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担するこ とによって被る損害に対して保険金を支払います(火災なしタイプでは、「火災による爆発または破裂」による事故の場合は除きます。)。

|お支払いの対象とならない主な損害

次のような損害については保険金をお支払いいたしません。詳細は、機械保険普通保険約款第2条(保険金を 支払わない場合)をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

火災ありタイプ

- ①保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、これ らの者の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の 故意または重大な過失
- ②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場 合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役また
- は法人の業務を執行するその他の機関。またはその者の代理人の放意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ③保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相 当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- ④騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動に (金融接名なりこれに類似の集団) 動、保水よたは多数の有の集団の介動に よって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態 または被害を生ずる状態であって、①の暴動に至らないものをいいます。) ⑤労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑥差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

- ⑦台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます。
- ⑧台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、 地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災
- ⑨土地の沈下、移動または隆起
- ⑩置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領⑪腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害(腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションにより破した) 裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。※ボイラ・ボ イラ付属装置・ボイラ配管のみ対象)

- (②自然の消耗または劣化(保険の対象の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。)が進行した結果、その部分に生じ た損害(自然の消耗または劣化(日常の使用または運転に伴う摩滅、摩 耗、消耗または劣化を含む)により破壊、圧かい、膨出、爆発または亀裂が 生じた場合は除きます。※ボイラ・ボイラ付属装置・ボイラ配管のみ対象)
- ⑬ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害(ボイラスケール の進行により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。※ボイラ・ボイラ付属装置・ボイラ配管のみ対象) (4)保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している
- 間に生じた損害
- ⑤保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、 へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損で あって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑥ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対 象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに
- 類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全 国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事 態と認められる状態をいいます。)
- ⑱地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩柱燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 2019に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

等

火災なしタイプ)〈火災ありタイプ〉のお支払いの対象とならない主な場合①~⑩、⑬~⑳に加え、以下の㉑~㉑もお支払いの対象外となります。

- ②火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破 裂による損害(消防または避難に必要な処置によって保険の対象につい て生じた損害を含みます。)
- ②腐食、さび、浸食もしくはキャビテ-・ションの損害またはこれらに起因してそ の部分に生じた損害(腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションにより破 裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合も、含みます。)
- ②自然の消耗または劣化(保険の対象の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。)が進行した結果、その部分に生じた損害(自然の消耗または劣化(日常の使用または運転に伴う摩滅、摩 耗、消耗または劣化を含む)により破壊、圧かい、膨出、爆発または亀裂が 生じた場合も、含みます。)

【 損害賠償責任担保特約】

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ①保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、 その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、これらの者 の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意
- ②保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの 者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに 類似の事変
- ④暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地 区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状
- 態をいいます。) ⑤騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動に よって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態ま
- たは被害を生ずる状態であって、④の暴動に至らないものをいいます。)
- ⑥労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑦差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑥台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます。)⑩台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災
- ⑪土地の沈下、移動または隆起
- ⑫核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料 物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ③⑫に規定した以外の放射線照射または放射能汚染 (4)火災(火災なしタイプのみ)

次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害

- ①被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合にお いて、その約定によって加重された損害賠償責任
- ②被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に 対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 に起因する損害賠償責任
- ⑤加入者証記載の所在地の外にある保険の対象に起因する損害賠償責任

ご加入時の注意事項(必ずお読みください)

1.本保険制度の運営について

本保険は一般社団法人日本ボイラ協会(以下「ボイラ協会」)が契約者となり、ボイラ協会の会員を被保険者とする損害保険団体契約(機械保険)です。東京海上日動火災保険株式会社が引受保険会社となり、団体契約を締結することにより保険制度を運営しています。なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者であるボイラ協会が有します。

2.ご加入の際の注意

〈告知義務〉

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があ ります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契 約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(取扱代理店には、告 知受領権があります。)。

〈通知義務〉

ご加入後に次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によっては、ご契約を解除することがあります。

- ①保険の対象の用途または仕様を変更したこと。*
- *保険の対象の用途または仕様について、次のような変更を行う場合には、 ご契約を解除させていただくことがあります。
- ・ご加入時の取扱説明書等に規定されている用途を逸脱した用途に変更すること。
- ・出力や設備容量等の向上を伴う仕様の変更を行うこと。
- ・部品等について、ご加入時のメーカー(製造者)以外のメーカーの部品に 交換する仕様の変更を行うこと。
- ・メーカー等外部の専門家を新たに雇用する、またはメーカー等外部の者の操作支援、技術支援、教育を新たに必要とする等の著しい仕様の変更を行うこと。
- ②上記以外で加入依頼書の☆が付された事項に内容の変更が生じたこと。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈他の保険契約がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

なお、他の保険契約等に支払責任額を時価額等で算出する旨の約定がある ときは上記の保険金支払方法とは相違しますので、取扱代理店または引受 保険会社までお問い合わせください。

〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。))である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

〈代理店の業務〉

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金 を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当

すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合等

3.ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控え等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。
- ②加入後の内容変更:ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には変更 日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対 象者ではなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、 保険期間の終了までは補償を継続することが可能なケースがありますの で、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4.口座引落しについて

- ①口座引落しの際には保険料のほかに制度維持費1,000円が加算されます。
- ②口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に再請求をさせていただきます。2ヶ月連続で引落しができなかった場合には、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

5.もし事故が起きたときは

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご加入の取扱代理店にご連絡ください。 ※保険金の請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通 知書をご提出いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な 書類をご提出いただく場合があります。)。保険金請求権には、時効(3年) がありますのでご注意ください。

6. 示談交渉サービスは行いません

損害賠償責任担保特約には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございませんが、取扱代理店または保険会社から示談交渉の方法等の助言はさせていただいております。したがいまして、損害賠償責任担保特約が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、 示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございま すのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

損害賠償責任担保特約において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます)について先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます (保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険 金を支払う場合

このパンフレットは「ボイラ安心保険(機械保険)」の概要をご紹介したものです。詳細は、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人日本ボイラ協会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

〈引受保険会社〉